

裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
事 件 番 号	令和 4 年（行ツ）第 275 号
事 件 名	年金減額改定決定取消、年金減額改定決定取消等請求上告事件
判決年月日	令和 5 年 12 月 15 日
判 示 事 項	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 99 号）1 条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成 25 年度及び平成 26 年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成 25 年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分と憲法 25 条、29 条
判 決 要 旨	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 99 号）1 条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成 25 年度及び平成 26 年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成 25 年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分は、憲法 25 条、29 条に違反しない。
事案の概要	本件は、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）上の老齢基礎年金及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）上の老齢厚生年金（以下、老齢基礎年金と併せて「老齢年金」という。）の一方又は双方の受給権者である X₁らが、厚生労働大臣から、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 99 号。以下「平成 24 年改正法」という。）等に基づき各自の老齢年金の額を改定（減額）する旨の処分を受けたことから、平成 24 年改正法 1 条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成 25 年度及び平成 26 年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成 25 年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分は、年金の額を減額するものであって、憲法 25 条、29 条に違反し、無効であり、厚生労働大臣が平成 24 年改正法等に基づいて X₁らに対してした上記各処分は違法であるとして、その取消しを求めるとともに、X₁らの一部が、老齢基礎年金の額をその主張額に改定する旨の処分の義務付けを求めた事案である。
訟 務 月 報	71 卷 1 号